



Sabae Rotary Club

R | 第2650地区 2019-2020年度 鯖江ロータリークラブ

2019-20年度 国際ロータリーテーマ

2019-20年度 第2650地区スローガン

ロータリーは
世界をつなぐ



伝統と革新
世界はひとつ



鯖江ロータリークラブ会長方針

心で繋がろう

会長 清水 康弘

第2924回
1/10(金)

1月第2例会

点鐘:12:30

テーマ「知っておきたい認知症高齢者等の財産管理」

法務局 戸籍課

卓話 市川 正義 様

第2925回
1/17(金)

1月第3例会

点鐘:12:30

テーマ「福井県長期ビジョンについて」

地域戦略部 未来戦略課

卓話 岩井 渉 様

第2926回
1/24(金)

1月第4例会

点鐘:12:30

テーマ「いろいろあります中小企業向け制度融資」

県 産業政策課

卓話 夏目 貴大 様

1/10(金)

第2924回
例会報告

注:1月31日(金)の例会は休会です

鯖江商工会議所3階中ホール

4つのテスト

出席率72.0%

- ① 真実かどうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるかどうか

開 会 点 鐘
四 つ の テ ス ト
ロ - タ リ - ソ ン グ
会 長 の 時 間
幹 事 報 告 等
プ ロ グ ラ ム
閉 会 点 鐘

ロータリーソング



「それでこそ
ロータリー」
岩尾 顕治
ソング委員長

会長の時間



清水 康弘 会長
今日は年度について調べてきました。ロータリーの年度は7月から始まります。だから私は日本の年度は4月から始まりますがアメリカの年度は7月から始まるのかなと思っていました。確かアメリカの学校は9月からだったように記憶していたので年度の初めに夏休みを取っているのかな、と考え

ていました。

日本は会計年度と学校年度は4月からですが、生糸年度は6月から、酒造年度は7月から、砂糖年度は10月から、というように多様な年度があるようです。

世界では会計年度に関してはヨーロッパ諸国や中国は1月から、アメリカは10月からだそうです。しかし学校年度に関しては、ヨーロッパ諸国や北米・中国は9月から、韓国は3月からだそうです。日本の様に会計年度と学校年度が一緒なのは珍しいみたいです。学校年度が9月開始が多いのは、夏場は農業や酪農の仕事が忙しく、子供の手伝いが必要なため、できるだけ多くの子どもを学校に通わせるために作業が一段落する9月からとなったという説が有力だそうです。

日本でも最初のころは外国から講師を招く関係で9月開始だったらしいのですが1921年に会計年度に合わせて4月に変更したそうです。また日本の会計年度が4月から始まった理由は不明だそうです。田中角栄氏が一度1月からに変更しようとしたらしいのですが関係省庁からそんなことをしたらおびたしい法律を変えなくてはいけないという事で反対され、あきらめたそうです。

最初の疑問に戻ります。

ロータリーの最初の会計年度は第1回の国際

大会が開催された1910年8月17日の翌日から始まったそうです。翌年も同様に国際大会の翌日から始まるようにしたそうです。1912年8月国際ロータリークラブ連合会の会計監査を会計士に依頼した際、財務報告の準備やクラブ代議員の数の決定の為に年度の最終日は6月30日にする方が良いとの提案を受け1913年4月の会合で決定したそうです。世界大会は1917年まで7月か8月に行われていましたが夏の暑さを考慮して1917年度から6月に変更されたそうです。

決算が終わってから新年度を迎えるという会計士の提案はどうなったのでしょうか???

誕生祝



笠原 昌示 会員
岡本 圭子 会員
大久保 衛 会員
酒井 雅憲 会員
吉田 俊博 会員

勤続表彰



佐野 直美 会員
酒井 優嘉 会員
松村 竜也 会員

福井県内RC例会日

無印:12:30-開始

K :18:30-開始

L :19:00-開始

月曜日 福井東RC(AOSSA)

火曜日 福井南RC(福井織協ビル)

K 福井パナソニックRC(パナソニックビル)

勝山RC(勝山市民活動センター)

武生RC(武生商工会館)

若狭RC(若狭やまね7-12月7日〜7/21)

水曜日 福井北RC(パナソニックビル)

K 丸岡RC(丸岡城のまちふしな)

大野RC(大野商工会議所会館)

敦賀RC(福井銀行敦賀支店)

木曜日 福井RC(ユアーズホテル福井)

L 福井水仙RC(福井パレスホテル)

武生府中RC(越前たけふ農協会館)

L 敦賀西RC(ニューサンピア敦賀)

金曜日 福井あじさいRC(新緑パティオ)

福井西RC(パナソニックビル)

三国RC(三国観光ホテル)

法務局 戸籍課 卓話 **市川 正義 様** テーマ「**知っておきたい認知症高齢者等の財産管理**」



卓話者紹介 西尾俊一プログラム委員長
 皆様のご親族やお知り合いの中に、認知症で悩んで居られる方がいらっしゃると思いますので、法務局に出前講座を申し込んだところ快くお受けいただきました。「知っておきたい認知症高齢者等の財産管理」というテーマで、法務局戸籍課係長であります市川正義様 にお願ひしました。どうぞよろしくお願ひいたします。



卓話者 法務局戸籍課 市川正義様
テーマ:「知っておきたい認知症高齢者等の財産管理」
 皆様こんにちは。「成年後見制度」には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。どう言った事かと申しますと、ある方が判断能力低下になってしまい、日常生活に支障が出るようになった時、裁判所に申し立てて行く「法定後見制度」と、精神障害・認知症と言ったものが無い今のうちに公証役場に「任意後見制度」登録をする制度があります。本日は、「法定後見制度」と、「任意後見制度」との相違点をご理解いただければと思い、お話をさせていただきます。

法定後見制度の利用状況ですが、平成12年の件数に対して平成30年では約10倍に増えています。という事は成年後見制度の周知が一般社会に認知されたという事もあるかと思われまますが、凄く増えてきております。法定後見制度に係る登記は、成年後見人、保佐人、補助人が選任されましたという内容が裁判所から東京法務局に嘱託登記がされます。そういう登記事件も申したて事件と比例しまして毎年増加し、平成12年の時点と平成30年では、物凄く増えている事をご承知おきいただければと思います。

成年後見制度の対象者は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者となっており、被成年後見者と言われる方です。成年後見制度は、平成12年の民法改正時に成ったもので、従来の禁治産者・準禁治産者制度に変わる登記制度です(禁治産・準禁治産は、戸籍に記載されておりました)。

成年後見制度の理念とは、本人の自己決定の尊重・身上保護の重視・残存能力の活用(自分でできる事は自分で)・ノーマライゼーション(高齢者や障がい者であっても特別扱いしないで、普通に生活できることが当然であるという考え方)であります。

法定後見制度の概要といたしまして、「法定後見制度の3類型」について下記表でご説明いたします。

	後見	保佐	補助
対象になる方(判断能力の程度)	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など (本人の同意)		
支援者(保護・支援をする人)	成年後見人	保佐人	補助人
支援者の権限	共通する事項 ○財産管理や身上監護に関する法的な支援 (実際に介護するなどの事実行為は含まれない) ○具体的には、預貯金・不動産の管理、介護施設への入所契約、遺産分割協議など		
	・代理権 ・取消権 (ただし日常生活に関する行為を除く)	・民法13条1項に規定されている同意権(取消権) ・審判による同意権(取消権) 代理権	・審判による同意権(取消権)、代理権

次に、**法定後見制度の手続きの流れ**ですが、申し立ての準備⇒申立(申立書類を裁判所で審査)⇒審判(調査官による審査・親族などへの照会・医師による鑑定等)⇒審判(家庭裁判所:後見・保佐・補助)⇒審判確定(成年後見人等の仕事の開始となります。(成年後見人になれる人は、親族・司法書士・弁護士等、また、社会福祉協議会・司法書士協会等の団体)後見・保佐・補助の人は、東京法務局後見登録課に登録されます。(登記事項証明書=資格証明書)財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出し、ご本人の亡くなるまで支援する形となります。

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見受任者)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおき、本人の判断能力が低下した段階で、任意後見受任者等が、「任意後見監督人」の選任の申し立てを行い、これを受けて、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下、任意後見人が、あらかじめ任意後見契約で決めた事項について、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援を行う制度です。

本人が判断能力の低下となった時、家庭裁判所に本人・任意後見受任者や親族により、任意後見監督人選任の申し立てを行います。任意後見監督人選任の審判確定後、家庭裁判所から東京法務局民事行政部後見登録課へ登記嘱託がされます。任意後見制度は、ご本人の意思を尊重し代理権を行使する形となります。また、任意後見監督人が選任される前でしたら、公証役場に於いて契約解除をすることもできます。しかしながら、任意後見監督人が選任された後に於いては、裁判所の許可が必要となります。

幹事報告



酒井 雅憲 幹事
 本日の例会後、理事会を開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
 来週例会後、クラブ協議会を行いますので、各委員長並びに都合のつかない方は副委員長が、必ず出席するように手配お願ひします。案内の方はメールにて、改めて送らせていただきます。本日は30名超えの久々の出席です。この調子で今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご会葬御礼



田村康夫会員・瀧ヶ花秀晃会員
 年末のお忙しいところ、父の為に会葬いただきありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

にこにこBOX報告

- 窪田 健一 会員 新年家族例会ありがとうございました。
- 小淵 洋治 会員 謹賀新年今年もよろしく
- 田村 康夫 会員 年末大変お世話になりました。
- 齋藤多久馬 会員 市川さまの卓話に期待して
- 野中 敏昭 会員 卓話をたのしみに
- 西尾 俊一 会員 "
- 吉田 俊博 会員 誕生日を頂いて
- 岡本 圭子 会員 "
- 佐野 直美 会員 勤続表彰を頂きありがとうございます。
- 笠原 昌示 会員 60才お誕生日 以前に結婚祝い、勤続頂きました

日本事務局からのお知らせ
2020年1月のレートは、1ドル=110円です
 (1月レート適用は、1月1日(水)以降に弊局口座へ着金対象)